



草津川跡地利用基本構想の概要

参考資料

草津川廃川敷地は、本市に残された貴重な財産であり、未来につながるような土地活用を図るため、「草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会」を設立し、基本計画の見直しと恒久的整備の早期実現に向けた具体的検討を行ない、『草津川跡地利用基本構想』を策定しました。

1 草津川跡地利用基本構想の趣旨

「平成 14 年 草津川廃川敷地整備基本計画」の策定から 8 年が経過し、社会情勢や市民ニーズの変化がありました。また、平成 22 年には新たな市の将来ビジョンである第 5 次草津市総合計画を策定しました。

このような背景のもと、草津市が主体となり、学識経験者、地域代表者、市内団体代表者、公募市民の方々による『草津市草津川廃川敷地土地活用検討委員会』を設立し、基本計画の抜本的な見直しと恒久的整備の早期実現に向けた具体的な検討を行い「草津川跡地利用基本構想」を策定しました。

2 草津川跡地利用の基本方針

1) 4つの基本機能

草津川跡地の整備については様々な計画において検討がなされてきました。それらを踏まえた上で、さらに昨今の市民ニーズおよび社会的要請を考慮し、「緑」、「歴史」、「防災」、「交通」の 4 つの機能を整備、強化することで、まちと暮らしにうるおいを導く緑豊かで魅力ある空間を創出していくことを草津川跡地の土地利用における基本方針とすることとしました。



図-1 4つの基本機能

2) 3つのゾーンと6つの区間

対象地をA,B,Cの3つのゾーンに区分し、各ゾーンで「緑」、「歴史」、「防災」、「交通」の4つの機能を実現するための土地利用イメージを設定しました。さらに、市民ニーズ（アンケート調査）、社会的ニーズ、現況の土地利用等を踏まえて、6つの区間に区分し、区間毎の基本方針を設定しています。

また、草津川跡地の機能や魅力を高めるため、AからCの各ゾーンを縦断する「琵琶湖と市街地を結ぶ緑軸」の整備を進めるとともに、災害時の避難地や情報拠点としての「防災機能」や、東西のモビリティの向上などのための「交通機能」の強化・充実を図ります。

表-1 3つのゾーンと6つの区間

ゾーン名	対象区間	土地利用イメージ
Aゾーン	区間⑤ (JR 琵琶湖線～国道1号) 区間⑥ (国道1号～JR 東海道新幹線)	にぎわいのある歴史的な空間
Bゾーン	区間③ (浜街道～大津湖南幹線) 区間④ (大津湖南幹線～JR 琵琶湖線)	市民に身近な生活空間
Cゾーン	区間① (湖岸道路～メロン街道) 区間② (メロン街道～浜街道)	潤いのある自然を生かした空間

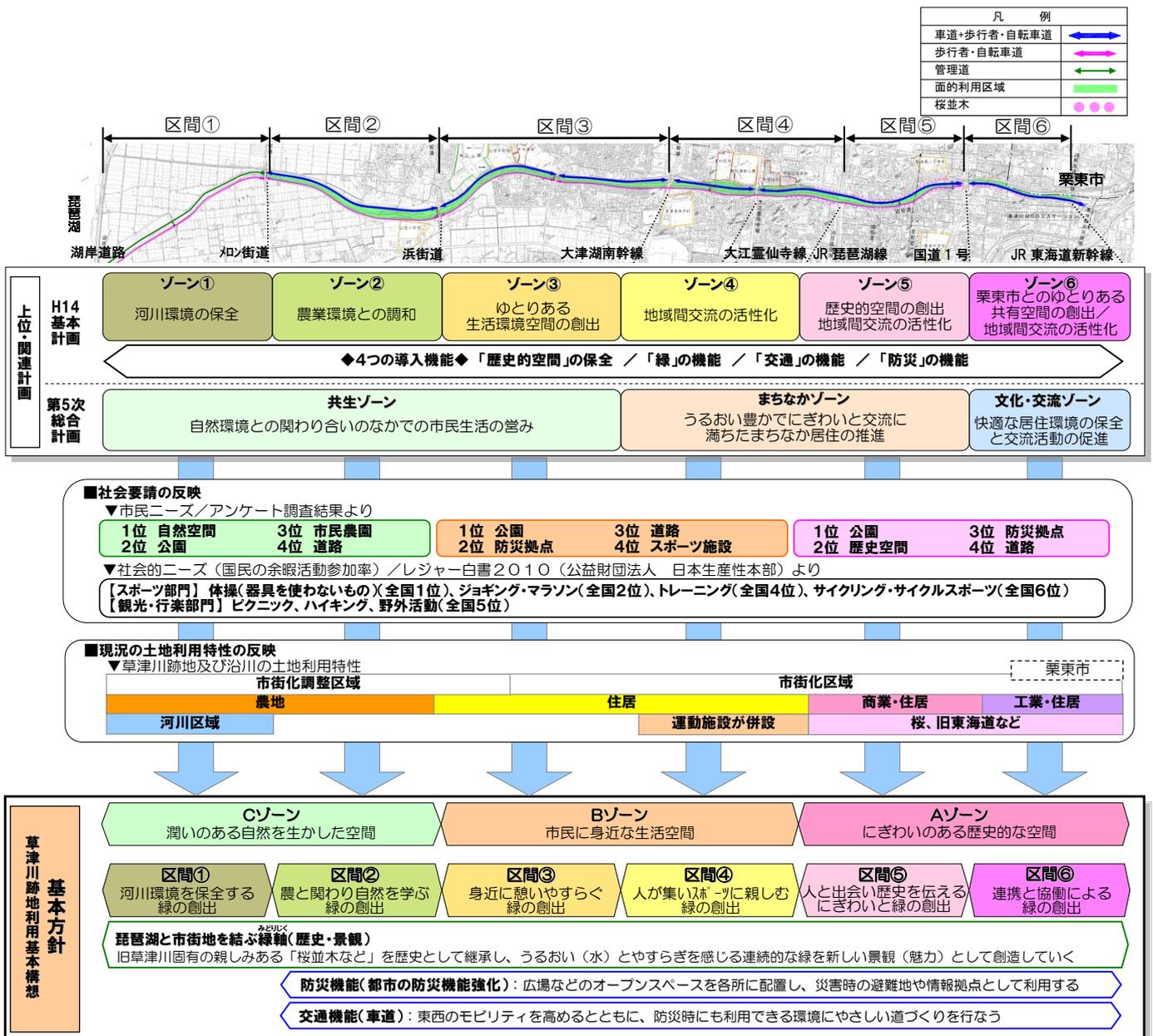


図-2 草津川跡地利用の基本方針

3 草津川跡地利用基本構想

1) 区間① (約 1.3km 湖岸道路～メロン街道)

[土地利用の基本方針] 河川環境を保全する緑の創出

区間①では、琵琶湖や河川の自然環境を保全しながら、人とふれあえる新しい緑の空間を創出します。

具体的には琵琶湖につながる自然生態系を保全・活用した新たな水辺環境づくりや、自然環境や地形特性を活かした、自然にふれあえる空間づくりを目指します。

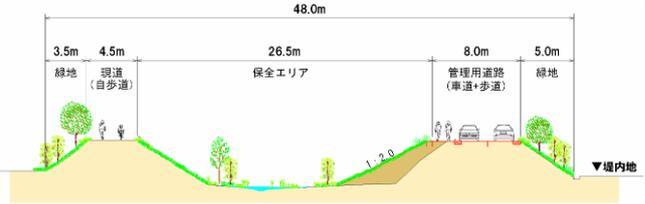


図-3 標準断面図 (区間①)

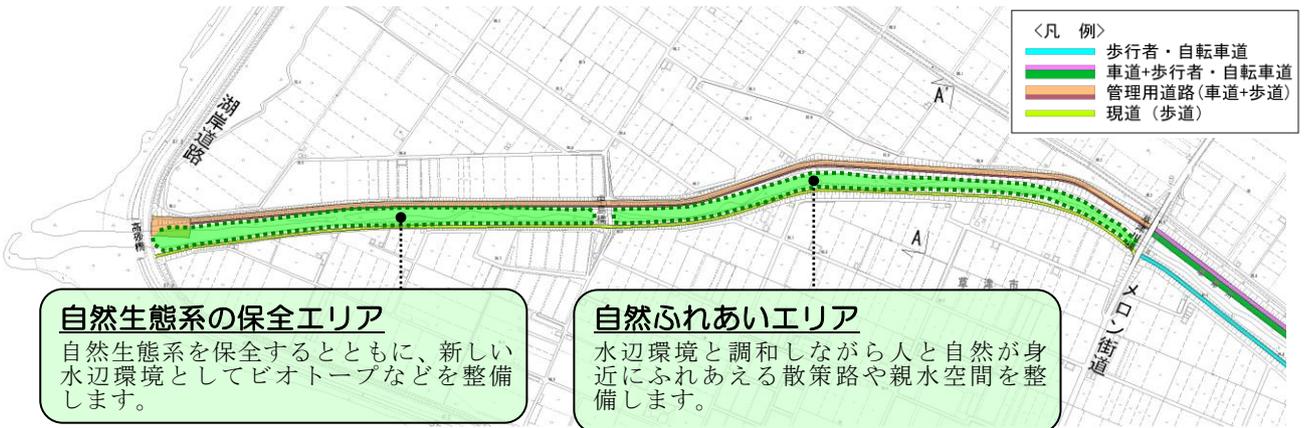


図-4 空間整備イメージ (区間①)

2) 区間② (約 1.2km メロン街道～浜街道)

[土地利用の基本方針] 農と関わり自然を学ぶ緑の創出

区間②では、農地主体の地域であり琵琶湖の広大な自然を肌で感じられるという特性を活かし、農と関わりながら自然を学ぶ緑の空間を創出します。

具体的には農業体験などを通じて都市と農村が交流を深める場づくり、資源の循環拠点として位置づけ、農地に再利用できる堆肥づくり、自然を身近に体感し、自然の大切さを学ぶ場づくりなどを進めます。

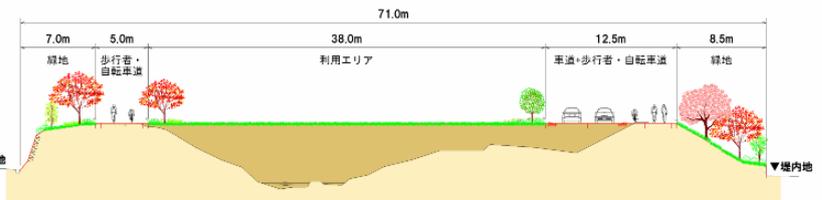


図-5 標準断面図 (区間②)

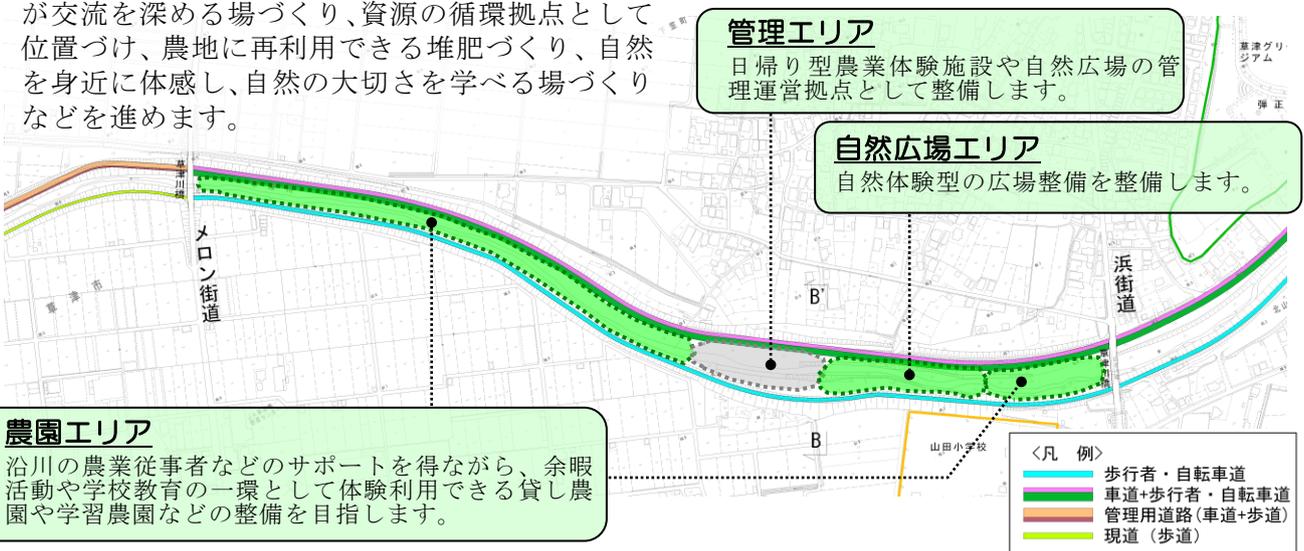


図-6 空間整備イメージ (区間②)

3) 区間③ (約 1.7km 浜街道～大津湖南幹線)

[土地利用の基本方針] 身近に憩いやすらく緑の創出

区間③では、子どもから高齢者まで、市民の健康づくりをテーマにしながら、身近に憩いやすらげる緑の空間を創出します。

具体的には年齢層に合わせた健康増進の場づくり、身近に憩いふれあえる、うるおいとやすらぎを感じる空間づくり、隣接する都市公園や未利用地と一体となった空間づくりなどを進めます。



図-7 標準断面図 (区間③)



図-8 空間整備イメージ (区間③)

4) 区間④ (約 1.2km 大津湖南幹線～JR 琵琶湖線)

[土地利用の基本方針] 人が集いスポーツに親しむ緑の創出

区間④では、草津市のスポーツ拠点として隣接する野村運動公園や未利用地と一体的な土地利用を図り、人が集いスポーツに親しむ緑の空間を創出します。

具体的には利用ニーズをふまえた魅力あるスポーツ空間づくり、身近に憩いふれあえ、うるおいとやすらぎを感じる空間づくり、桜などの歴史性を活かしたにぎわいある空間づくりを目指します。

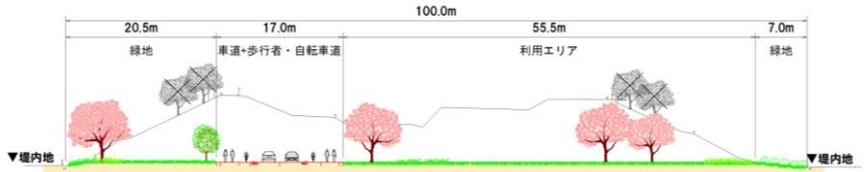


図-9 標準断面図 (区間④)

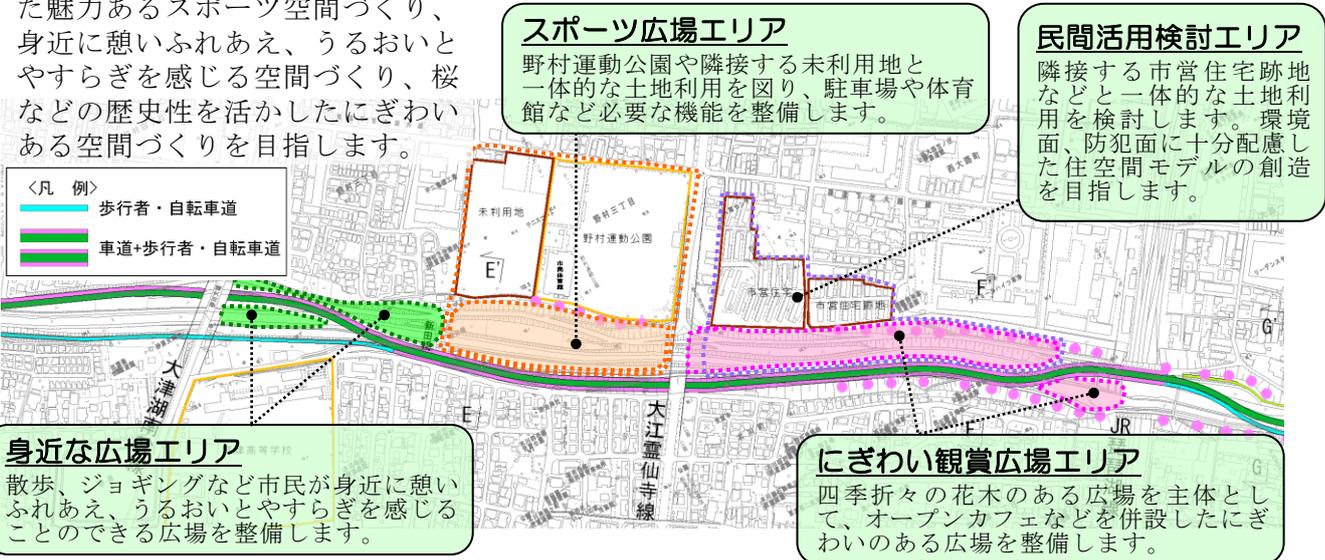


図-10 空間整備イメージ (区間④)

5) 区間⑤ (約 0.9km JR 琵琶湖線～国道 1 号)

[土地利用の基本方針] 人と出会い歴史を伝えるにぎわいと緑の創出

区間⑤では、草津市の貴重な歴史的資源や旧草津川の特長である眺望や優れた景観を残していくため、天井川の堤体を保全します。また、宿場まつりなどを通じて草津の歴史や文化を後世に伝えていくため、人と出会い、歴史を伝えるためのにぎわいと緑の空間を創出します。

交通機能が必要かどうかについては、住民の方々などに参画いただく会議等も開催しながら、基本設計において検討を進めます。

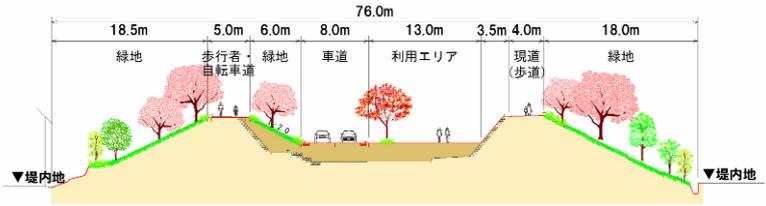


図-11 標準断面図 (区間⑤)

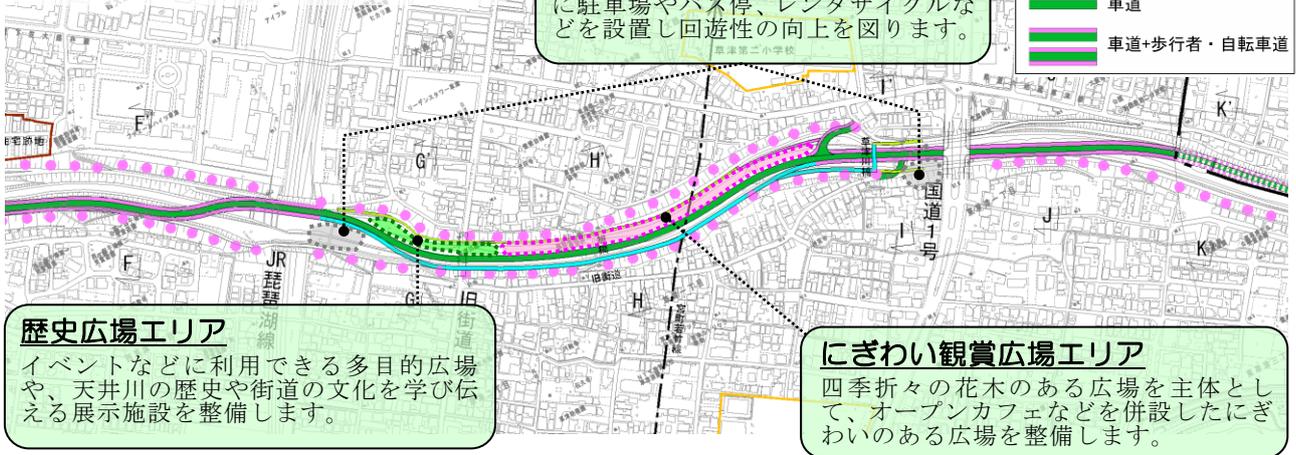


図-12 空間整備イメージ (区間⑤)

6) 区間⑥ (約 0.7km 国道 1 号～JR 東海道新幹線)

[土地利用の基本方針] 連携と協働による緑の創出

区間⑥では、廃川敷地の中心部に栗東市との行政区域界が通っていることから、一体的な土地利用を図っていくためには栗東市との調整が必要不可欠となります。草津川跡地としてより良い土地利用が図れるよう、関係機関と連携し協働で緑を創出します。

具体的には天井川の歴史や街道文化を感じ伝える空間づくりや桜などの歴史性を活かしたにぎわいある空間づくり、回遊性を高める駐車場の整備を行います。



図-13 標準断面図 (区間⑥)

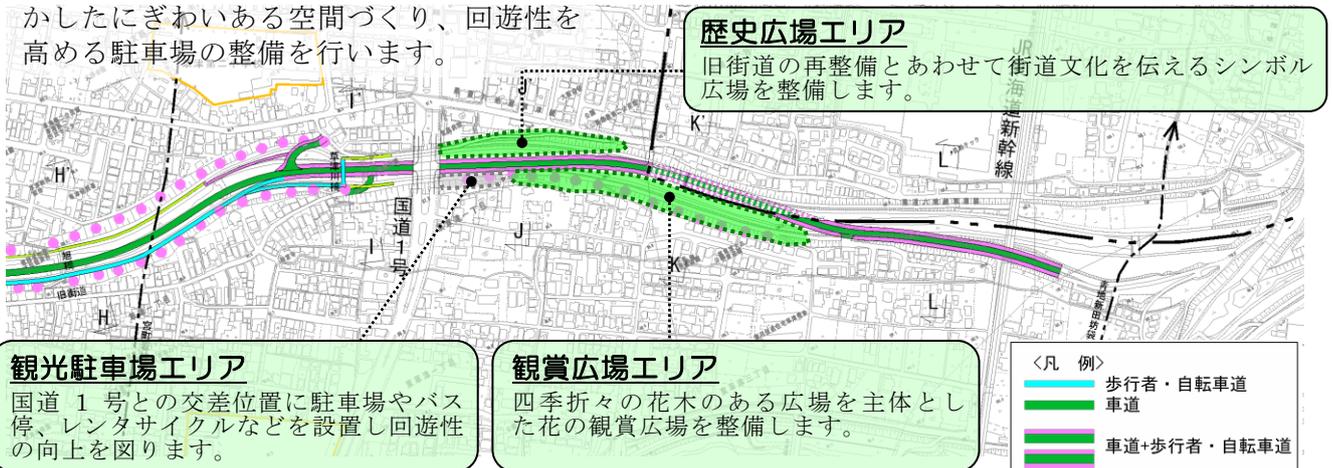


図-14 空間整備イメージ (区間⑥)